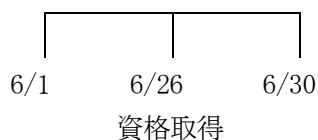


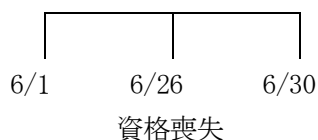
参考資料

■資格取得・資格喪失等の取扱い



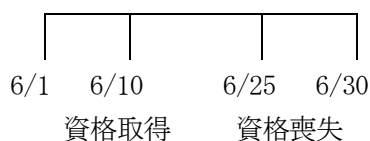
例1 資格取得（月の中で資格取得した場合の取扱い）

その者にかかる掛金、負担金はその資格取得した日の属する月から共済支部に払い込むこと。



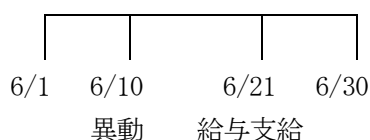
例2 資格喪失（資格喪失した日の属する月の取扱い）

その者にかかる掛金、負担金は徴収しない。



例3 同一月に資格取得及び資格喪失した場合

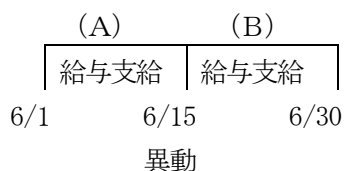
その者にかかる当該月の掛金、負担金は徴収する。



例4 人事異動（月の中で人事異動があった場合）

（一般会計）

その者の給料を支給した所属所において掛金、負担金を払い込むこと。



例5 特別会計及び一般会計間の異動並びに特別会計相互間の異動により給料を日割計算で支給した場合

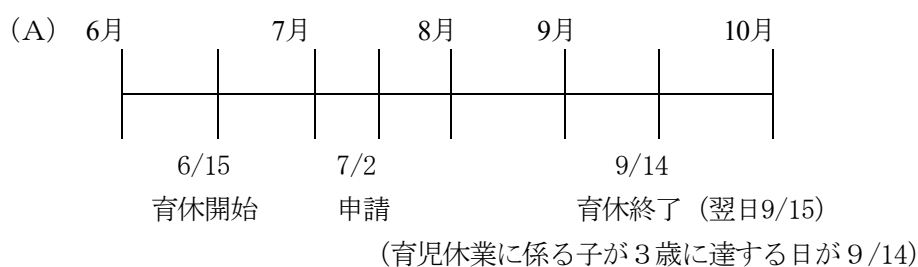
その者にかかる掛金、負担金はその者がその月の初日（A）に属していた所属所において払い込むこと。

例6 月の途中で他の組合（国の組合を含む。）へ異動した場合

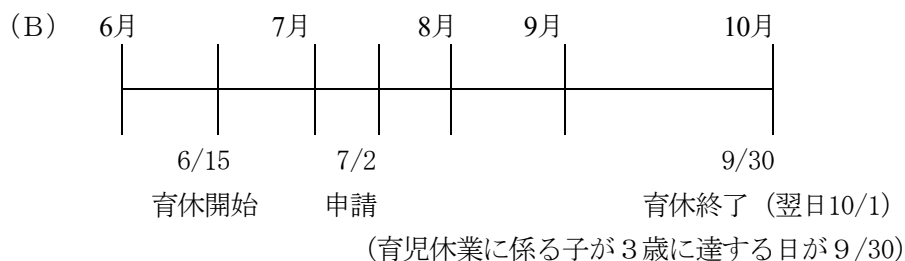
(A)		(B)	
地共済	他共済	地共済	他共済
6/1	6/15	6/15	6/30
	異動		

その者にかかるその月の掛金、負担金は異動後の組合（B）に払い込むこと。

■育児休業等掛金免除申出の取扱い



※育児休業掛金免除期間 6月～8月まで



※育児休業掛金免除期間 6月～9月まで

育児休業者の掛金免除は、育児休業を開始した日の属する月から育児休業が終了する日の翌日の属する月の前月までとなる(当該育児休業に係る子が3歳に達する日までに限る)但し、「育児休業掛金免除(変更)申請書」による申出をした場合に限る。

## 第7編 掛金及び負担金

### 【令和4年10月1日改正以降】

育児休業を開始した日の属する月とその育児休業が終了する日の翌日が属する月とが同一の場合、その月に14日以上育休を取得していれば、その月の掛金は免除。



※育児休業掛金免除期間 10月

### ■標準報酬月額の見取り

- 1 組合員が受けた報酬(給料+諸手当)に基づき決定される。  
(月の途中で採用された場合は、月の初日に受けることができたであろう手当も含めて算定する)
- 2 掛金、負担金の基礎となる標準報酬月額には調整額も含まれるものである。
- 3 給料の全部又は一部が支給されない場合においても、標準報酬月額は変わらないものものとして取扱うこと。(減額せず。)

### ■「標準報酬制」以前の掛金、負担金の算定(平成27年9月まで)

- 1 掛金については個々の基礎給料額の差額に掛金率を乗じて得た額とする。  
(基礎給料額=本俸+調整額+差額基本手当+経過措置額)
- 2 負担金については、組合員の基礎給料額の総額(掛金の標準となった総額)に負担金率を乗じて得た額とする。

第7編 掛金及び負担金

■公益法人等派遣職の取り扱い

例1 月の途中で一般組合員から公益法人等派遣組合員に異動になった場合の取り扱い

初日	月中
一般組合員 ・ 給料額 A	派遣組合員 ・ 給料額 B

	掛金・負担金率	基礎となる給料	事業主負担分の負担先
短期	一般組合員に係る率	A(一般組合員・給料額) (月の初日)	地方公共団体
長期	一般組合員に係る率	A(一般組合員・給料額) (月の初日)	地方公共団体
児童手当拠出金		A(一般組合員・給料額)により算定 ※ 組合は徴収不要	

例2 月の途中で公益法人等派遣組合員から一般組合員に異動になった場合の取り扱い

初日	月中
派遣組合員 ・ 給料額 B	一般組合員 ・ 給料額 A

	掛金・負担金率	基礎となる給料	事業主負担分の負担先
短期	一般組合員に係る率	B(派遣組合員・給料額) (月の初日)	派遣先
長期	一般組合員に係る率	B(派遣組合員・給料額) (月の初日)	派遣先
子ども・子育て拠出金		B(派遣組合員・給料額)により算定し、 組合が派遣先から徴収	

第7編 基金及び負担金

共済組合の掛金及び負担金率一覧表 (R4/4~R5/3) (給料及び期末手当等)

(別表)

区分	短期				中期				長期				期				費用
	短		短		中		中		長		長		期		期		
	掛金	負担金	掛金	負担金	掛金	負担金	掛金	負担金	掛金	負担金	掛金	負担金	掛金	負担金	掛金	負担金	
組合員種別	琉球本店(番)175-928	琉球本店(番)732-794	琉球本店(番)1322682	琉球本店(番)2519607	琉球本店(番)2519618	琉球本店(番)1322682	琉球本店(番)2519607	琉球本店(番)2519618	琉球本店(番)1322682	琉球本店(番)2519607	琉球本店(番)2519618	琉球本店(番)1322682	琉球本店(番)2519607	琉球本店(番)2519618	琉球本店(番)1322682	琉球本店(番)2519607	琉球本店(番)2519618
一般組合員	45.36	45.41	8.70	8.70	41.60	0.1105	183.00	7.5	7.5	41.60	0.1105	183.00	7.5	7.5	25.7	0.8	
知事組合員	45.36	45.41	8.70	8.70	41.60	0.1105	183.00	7.5	7.5	41.60	0.1105	183.00	7.5	7.5	25.7	0.8	
船員一般組合員	43.31	47.46	8.70	8.70	41.60	0.1105	183.00	7.5	7.5	41.60	0.1105	183.00	7.5	7.5	25.7	0.8	
職員団体専従職員組合員	45.36	0.05	8.70	8.70	41.60	0.1105	183.00	7.5	7.5	41.60	0.1105	183.00	7.5	7.5	25.7	0.8	
組合職員組合員	45.36	45.36	8.70	8.70	41.60	0.1105	183.00	7.5	7.5	41.60	0.1105	183.00	7.5	7.5	25.7	0.8	
特別職員組合員	45.36	45.41	8.70	8.70	41.60	0.1105	183.00	7.5	7.5	41.60	0.1105	183.00	7.5	7.5	25.7	0.8	
派遣職員	45.36	0.05	8.70	8.70	41.60	0.1105	183.00	7.5	7.5	41.60	0.1105	183.00	7.5	7.5	25.7	0.8	
退職派遣職員	-	-	-	-	41.60	0.1105	183.00	7.5	7.5	41.60	0.1105	183.00	7.5	7.5	25.7	0.8	
任意継続組合員	88.16	-	17.40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
育児休業者 ※産前・産後休業者	免除	0.05	免除	免除	免除	0.1105	-	免除	免除	41.60	0.1105	-	免除	免除	25.7	0.8	

※掛金等算定の標準報酬月額額の最高限度額  
 任意継続組合員以外 1,390,000 円  
 任意継続組合員 440,000 円  
 ※掛金等算定の期末手当等に係る最高限度額 5,730,000 円 (年間累計)

※短期の掛金・負担金の内訳  
 短区分44.08+福祉分1.28 (+育児休業手当及び介護休業手当に要する費用0.05)  
 <船員の短期分は掛金率=42.03、負担金率=46.13>

※後期高齢者等組合員の掛金・負担金率(掛金率=2.33、負担金率=2.33)

※掛金等算定の標準報酬月額額の最高限度額 650,000 円  
 ※掛金等算定の標準期末手当等に係る最高限度額 1,500,000 円 (月単位)

↓ 厚生年金保険料の計算式 ↓

1. 組合員保険料※1を算出する  
 標準報酬月額×率÷1000÷2 = 保険料(端数切り捨て)・・・①

2. 給与支給機関において納付するべき保険料額を算出する  
 標準報酬月額総額 × 保険料率 = 保険料(端数切り捨て)・・・②

3. 事業主(県・職員団体、共済組合、派遣先等)負担分※2を算出する  
 給与支給機関における保険料額(②) - 組合員保険料の合計額(①の合計)

適用者：2号被保険者(40~64歳)  
 適用者：70歳未満

・その他、県以外が負担する費用・子ども・子育て(旧児童手当)・抽出金率 3.60 (厚生年金の基礎額で算出) 県 本店(番)944487 県 本店(番)2519607

育児休業者の免除期間  
 「育児休業掛金免除(変更)申出書」の申出をしたとき  
 「産前産後休業掛金免除(変更)申出書」の申出をしたとき  
 育児休業を開始した日の属する月からその育児休業が終了した日の翌日の属する月の前月までの期間  
 産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了した日の翌日の属する月の前月までの期間

1. 特別職組合員とは、地公法第3条第3項適用職員。 2. 標準報酬月額(給料+諸手当)の平均を等級表にあてはめて決定した額。 3. 標準期末手当等=期末勤続手当額の千円未満を切り捨てた額

第7章 基金及び負担金

(参考資料)

報酬月額	等級		標準報酬		標準報酬月額
	短期給付	厚生年金保険給付 ~H28.9.1H28.10~ 年金給付	長期給付	退職等 年金給付	
以上	未滿				
93,000	0	1	1	1	88,000
101,000	0	1	1	2	98,000
107,000	0	2	2	3	104,000
114,000	0	3	3	4	110,000
122,000	0	4	4	5	118,000
130,000	0	5	5	6	126,000
138,000	0	6	6	7	134,000
146,000	0	7	7	8	142,000
155,000	0	8	8	9	150,000
165,000	0	9	9	10	160,000
175,000	0	10	10	11	170,000
185,000	0	11	11	12	180,000
195,000	0	12	12	13	190,000
210,000	0	13	13	14	200,000
230,000	0	14	14	15	220,000
250,000	0	15	15	16	240,000
270,000	0	16	16	17	260,000
290,000	0	17	17	18	280,000
310,000	0	18	18	19	300,000
330,000	0	19	19	20	320,000
350,000	0	20	20	21	340,000
370,000	0	21	21	22	360,000
395,000	0	22	22	23	380,000
425,000	0	23	23	24	410,000
455,000	0	24	24	25	440,000
485,000	0	25	25	26	470,000
515,000	0	26	26	27	500,000
545,000	0	27	27	28	530,000
575,000	0	28	28	29	560,000
605,000	0	29	29	30	590,000
635,000	0	30	30	31	620,000
665,000	0	31	31	32	650,000
695,000	0	32	32	33	680,000
730,000	0	33	33	34	710,000
770,000	0	34	34	35	750,000
810,000	0	35	35	36	790,000
855,000	0	36	36	37	830,000
905,000	0	37	37	38	880,000
955,000	0	38	38	39	930,000
1,005,000	0	39	39	40	980,000
1,055,000	0	40	40	41	1,030,000
1,115,000	0	41	41	42	1,090,000
1,175,000	0	42	42	43	1,150,000
1,235,000	0	43	43	44	1,210,000
1,295,000	0	44	44	45	1,270,000
1,355,000	0	45	45	46	1,330,000
1,390,000	0	46	46		1,390,000

※ 厚生年金保険給付は「厚生年金保険法」に基づき、短期給付と退職等年金給付は「地方公務員等共済組合法」(地共済法)に基づき行われています。  
 平成28年10月からの厚生年金保険法の改正により標準報酬等級表の下限の引下げが行われ、新1等級として「88,000円」が追加されますが、地共済法では同様の改正は行われません。  
 そのため、厚生年金保険料給付と短期給付、退職等年金給付の等級にズレが生じます。  
 ※ 厚生年金法の標準報酬月額の等級区分の改定等に関する政令が令和2年9月1日に施行したことに伴い、第32等級「650,000円」が追加された。

○標準報酬月額の決定

報酬月額の平均が 311,500円 の場合

短期、介護	320,000 円
19等級	320,000 円

厚生年金、基礎年金拠出金、  
 経過的長期負担金、退職等年金  
 19等級 320,000 円  
 (厚年は20等級)

報酬月額の平均が 636,000円 の場合

短期、介護	650,000 円
31等級	650,000 円

厚生年金、基礎年金拠出金、  
 経過的長期負担金、退職等年金  
 31等級 650,000 円  
 (厚年は32等級)

<掛金等計算例>

平均報酬月額	短期等級	標準報酬月額	厚生年金率	標準報酬月額
aさん	31等級	650,000	30%	650,000
bさん	24等級	440,500	24%	440,500
cさん	19等級	320,000	19%	320,000
計		1,410,000		1,410,000

	短期		厚生年金保険 組合員保険料 負担金
	掛金	負担金	
aさん	29,484	59,475	88,959
bさん	19,958	40,260	60,218
cさん	14,515	29,280	43,795
計	63,957	129,015	192,972

標準報酬月額 × 標準報酬月額の計 × 率 ÷ 1000

標準報酬月額の計 × 率 ÷ 1000 - 組合員保険料計

標準報酬月額の計 × 率 ÷ 1000 - 厚生年金保険の事業所負担金以外の負担金・拠出金の計算方法も同じ

○標準期末手当等級の決定 (等級表に当てはめず、1000円未満切捨て)

期末勤続手当額が 455,500円 の場合

短期、介護	455,000 円
-------	-----------

厚生年金保険料、基礎年金拠出金、  
 経過的長期負担金、退職等年金負担金  
 455,000 円

短期 共済組合掛金・負担金払込書

地方職員共済組合沖縄県支部長 殿  
 下記のとおり、地方職員共済組合沖縄県支部普通預金口座に振り込みました。

令和 年 月 日

納付期限は支給月の末日

(所属所保存) (銀行→地共済) (銀行保存) の三枚一組 (所属所保存)

所属所番号	地共済の所属所番号を記入
所属所名及び	
所属所長氏名	

払込者

印

令和 年 月 分 (給料・期末手当等・追給) ← 該当部分を○で囲む。

記

区分	人員		短期 (琉球銀行本店口座番号 175928)	掛金 (給料又は期末手当等総額)	掛金	負担金	計
	男	女					
組合員種別							
一般職組合員							
知事組合員							
特別職組合員							
船員一般組合員							
派遣職員							
退職派遣職員							
地共済職員							
専従職員							
育児休業職員							
給与組合員							
その他職員							
計							
備考	<p>《確認事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・納付期限：控除が行われるべき月の末日</li> <li>・経理により、振込先 金融機関・口座番号が異なります。                      (琉球銀行本店口座番号 175928)                      (琉球銀行本店口座番号 732794)                      介護： 厚生年金保険：(沖縄銀行本店口座番号 1322682)                      経過的長期：(沖縄銀行本店口座番号 2519607)                      退職年金：(沖縄銀行本店口座番号 2519618)                      児童手当拠出金：(沖縄銀行本店口座番号 944487)</li> <li>①払込者欄(3枚とも記入・公印)・○月分・該当部分○で囲む</li> <li>②備考欄、記入事項(氏名・職員番号・納付理由・納付期間・基礎額等)</li> <li>③種別・人員・掛金基礎額(給与システムとも照合すること)</li> <li>④基礎額×掛金・負担金率＝納付額(掛金・負担金)又は納付金額を算定できる記載</li> </ul>						
備考	<p>①職員氏名 ②職員番号 ③納付理由(例：無給により控除不可) ④控除不可の期間(例 辞令の期間)                      ⑤基礎額(給与システム基礎・基礎額×率で上記掛金・負担金と合致すること)                      ⑥納付済金額への追加納付・先月との相殺については、納付金額の算出が可能なら内容の記載</p>						

1. 無給休職等組合員については、「その他職員」の欄に記入し、氏名・職員番号・基礎額・納付理由・無給期間を備考欄に表示。  
 2. 育児休業職員については、「育児休業職員」の欄に記入し、氏名・職員番号・基礎額・納付理由・期間を備考欄に表示。  
 3. 人員が複数名の場合、個人ごとに備考欄に表示する。(備考欄に記入できない場合は、事前連絡の上、別紙で地共済あて郵送)  
 4. 無給休職等組合員及び職員団体専従組合員(基礎年金拠出金)についても地方公共団体負担金は納付すること。

収納日付印

短期 共済組合掛金・負担金払込書

(所属所保存)

払込者	所属所番号
	所属所名及び
	所属所長氏名
	印

地方職員共済組合沖繩県支部長 殿  
 下記のとおり、地方職員共済組合沖繩県支部普通預金口座に  
 振り込みしました。

令和 年 月 日

記

令和 年 月 分 (給料・期末手当等・追給) ← 該当部分を○で囲む。

区分	人員		短 期 (琉球銀行本店口座番号 175928)	掛 金	負 担 金	計
	男	女				
組合員種別			掛金の基礎(給料又は 期末手当等総額)			
一般職組合員						
知事組合員						
特別職組合員						
船員一般組合員						
派遣職員						
退職派遣職員						
地共済職員						
専従職員						
育児休業 業職員						
その他職員						
計						
備 考						

収 納 日 付 印
-----------

1 無給休職等組合員については、「その他職員」の欄に記入し、「その他職員」の欄に記入し、「育児休業職員」の欄に記入し、「育児休業職員」の欄に記入し、個人ごとに備考欄に表示する。(備考欄に記入できない場合は、事前連絡の上、別途で地共済あて發送)  
 2 育児休業職員については、「育児休業職員」の欄に記入し、「育児休業職員」の欄に記入し、「育児休業職員」の欄に記入し、個人ごとに備考欄に表示する。(備考欄に記入できない場合は、事前連絡の上、別途で地共済あて發送)  
 3 人員が複数名の場合、個人ごとに備考欄に表示する。(備考欄に記入できない場合は、事前連絡の上、別途で地共済あて發送)  
 4 無給休職等組合員及び職員団体専従組合員(基礎年金拠出金)についても地方公共団体負担金は納付すること。



介 護 共済組合掛金・負担金払込書

(所属所保存)

所属所番号	
所属所名及び	
所属所長氏名	
払込者	印

地方職員共済組合沖縄県支部長 殿  
 下記のとおり、地方職員共済組合沖縄県支部普通預金口座に振り込みました。

令和 年 月 日

記

令和 年 月 分 (給料・期末手当等・追給) + 該当部分を○で囲む。

区分	人員		介護(琉球銀行本店口座番号 732794)			
	男	女	掛金	負担金	計	
組合員種別			掛金の基礎(給料又は期末手当等総額)			
一般職組合員						
知事組合員						
特別職組合員						
船員一般組合員						
派遣職員						
退職派遣職員						
地共済職員						
専従職員						
育児休業者						
農業職員						
その他職員						
計						
備考						

取納日付印
-------

- 1 無給休職等組合員については、「その他職員」の欄に記入し、氏名・職員番号・基礎額・納付理由・無給期間を備考欄に表示。
- 2 育児休業職員については、「育児休業職員」の欄に記入し、氏名・職員番号・基礎額・納付理由・期間を備考欄に表示。
- 3 人員が複数名の場合、個人ごとに備考欄に表示する。(備考欄に記入できない場合は、事前連絡の上、別紙で速共済あて郵送)
- 4 無給休職等組合員及び職員団体専従組合員(基礎年金受給者)についても地方公共団体負担金は納付すること。

厚生年金保険 共済組合掛金・負担金払込書

(所属所保存)

地方職員共済組合神瀬支部長 殿

下記のとおり、地方職員共済組合神瀬支部普通預金口座に振り込みました。

払込者	所属所番号
	所属所名及び
	所属所長氏名
	印

令和 年 月 日

記

令和 年 月 分 (給料・期末手当等・追給) ←該当部分を○で囲む。

区分	人員		厚生年金保険 (沖縄銀行本店口座番号 1322682)	掛金の基礎 (給料又は期末手当等総額)	掛金	負担金	計
	男	女					
組合員種別							
一般職組合員							
知事組合員							
特別職組合員							
船員一般組合員							
派遣職員							
他支団給体等から							
退職者							
地共職							
専従職員							
育児休業給付者							
農業職員							
掛金等免除者							
掛金等負担者							
その他職員							
計							
備考							

収納日付印
-------

1 無給休職等組合員については、「その他職員」の欄に記入し、氏名・職員番号・基礎額・納付理由・無給期間を備考欄に表示。  
 2 育児休業職員については、「育児休業職員」の欄に記入し、氏名・職員番号・基礎額・納付理由・期間を備考欄に表示。  
 3 人員が複数名の場合、個人ごとに備考欄に表示する。(備考欄に記入できない場合は、事前連絡の上、別紙で提出して郵送)  
 4 無給休職等組合員及び職員団体専従組合員(基礎年金拠出金)についても地方公務員団体負担金は納付すること。

経過的長期 共済組合掛金・負担金払込書

(所属所保存)

払込者	所属所番号
	所属所名及び所属所長氏名
印	

地方職員共済組合神楽支部長 殿  
 下記のとおり、地方職員共済組合神楽支部普通預金口座に振り込みました。

令和 年 月 日

記

令和 年 月 分 (給料・期末手当等・追給) + 該当部分を○で囲む。

区分	人員		経過的長期 (沖縄銀行本店口座番号 2519607)			
	男	女	掛金	負担金	計	
組合員種別			掛金の基礎(給料又は期末手当等総額)			
一般職組合員						
知事組合員						
特別職組合員						
船員一般組合員						
派遣職員						
退職派遣職員						
地共済職員						
専従職員						
組合員以外者						
	掛金等免除者					
掛金等負担者						
その他職員						
計						
備考						

収納日付印
-------

- 1 無給休職等組合員については、「その他職員」の欄に記入し、氏名・職員番号・基礎額・納付理由・無給期間を備考欄に表示。
- 2 育児休業職員については、「育児休業職員」の欄に記入し、氏名・職員番号・基礎額・納付理由・期間を備考欄に表示。
- 3 人員が複数名の場合、個人ごとに備考欄に記入する。(備考欄に記入できない場合は、事前連絡の上、別紙で地共済あて郵送)
- 4 無給休職等組合員及び職員団体等課組合員(基礎年金拠出金)についても地方公共団体負担金は新付すること。

退職等年金 共済組合掛金・負担金払込書

(所属所保存)

地方職員共済組合神埼県支部長 殿

下記のとおり、地方職員共済組合神埼県支部普通預金口座に振り込みました。

令和 年 月 日

記

令和 年 月 分 (給料・期末手当等・追給) ←該当部分を○で囲む。

払込者	所属所番号
	所属所名及び
	所属所長氏名
	印

区分	人員		掛金	負担金	計
	男	女			
組合員種別					
一般職組合員					
知事組合員					
特別職組合員					
船員一般組合員					
派遣職員					
他支退職派遣職員					
団給体等					
専従職員					
から給与					
育児休業職員					
年金受給者					
掛金等負担者					
その他職員					
計					
備考					

退職等年金 (沖縄銀行本店口座番号 2519618)

掛金の基礎(給料又は期末手当等総額)

収納日付印
-------

- 1 無給体職等組合員については、「その他職員」の欄に記入し、氏名・職員番号・基礎額・納付理由・無給期間を備考欄に表示。
- 2 育児休業職員については、「育児休業職員」の欄に記入し、氏名・職員番号・基礎額・納付理由・期間を備考欄に表示。
- 3 人員が複数名の場合、個人ごとに備考欄に表示する。(備考欄に記入できない場合は、事前連絡の上、別紙で地共済あて郵送)
- 4 無給体職等組合員及び職員団体専従組合員(基礎年金拠出金)についても地方公共団体負担金は納付すること。

子ども・子育て拠出金払込書

地方職員共済組合沖縄県支部長 殿

下記のとおり、地方職員共済組合沖縄県支部普通預金口座に振り込みました。

令和 年 月 日

記

令和 年 月 分 (給料・期末手当等・追給) ←該当部分を○で囲む。

(所属所保存)

所属所番号	
払込者	所属所名及び所属所長氏名
	印

区分	人員		業務経理口座 (沖縄銀行本店口座番号 944487)	掛金の基礎額 (給料又は期末手当等総額)	拠出金額
	男	女			
組合員種別					
派遣職員					
退職派遣職員					
地共済職員					
職員団体専従職員					
計					
備考					

取納日付印

「拠出金の基礎額」は長期共済組合負担金の基礎額と同じ。

基礎額×率が拠出金額にならない場合 (例:納付済金額への追加や還付を含む等)

①備考欄に対象職員氏名・職員番号等 金額の根拠を記載。

②備考欄に入らない場合

払込書とは別に、備考欄の金額の根拠となる資料を地共済宛提出。(例:過去の納付済額を示す、払込済書類写等)

別紙様式第3号

## 育児休業掛金免除（変更）申出書

組合員証記号番号	職 名	氏 名	生年月日	所属所機関名
<b>地・沖 縄</b>			年 月 日	
育児休業の期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで			
(変更後の期間)	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで			
掛金免除対象期間	令和 年 月 分 から 令和 年 月 分 まで			
(変更後の期間)	令和 年 月 分 から 令和 年 月 分 まで			
育児休業に係る子の 生 年 月 日	令 和 年 月 日			
給 料 の 月 額	等 級		円	
	標準報酬月額		円	
育児休業根拠規定	<input type="checkbox"/> 育児休業等に関する法律第2条第1項 <input type="checkbox"/> 地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項			
<p>地方公務員等共済組合法第114条の2の規定に基づき、上記のとおり申し出ます。</p> <p>地方職員共済組合沖縄県支部長 殿</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: center;">申 出 者</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p>				
<p>上記の記載事項は、事実と相違ないことを証明します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">職 名</p> <p style="text-align: center;">所属所長</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">公印</p>				
<p>1 育児休業の事実を証明する書類(承認書等)を添付してください(写しでも可)。</p> <p>2 育児休業期間が延長された場合又は育児休業期間が終了する日前に終了した場合も提出してください。</p>				

第7編 掛金及び負担金

産前産後休業掛金免除 産前産後休業掛金免除変更 申出書				
組 合 員	氏 名		組 合 員 証 号 記 号 番 号	地・沖縄
	生年月日	年 月 日		
所 属 機 関	名 称			
産前産後休業の期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日			
( 変 更 後 )	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日			
掛 金 免 除 対 象 期 間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日			
( 変 更 後 )	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日			
出 産 予 定 日	令和 年 月 日	出 産 ( 予 定 ) 種 別	単胎	
出 産 日	令和 年 月 日		多胎	
<p>地方公務員等共済組合法 第114条の2の2 の規定により、産前産後休業期間に係る掛金免除（変更）を申し出ます。</p> <p>地方職員共済組合 沖縄県支部長 殿</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住 所 申 出 者 氏 名</p>				
<p>上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">職 名 所 属 所 長 氏 名</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px; width: 50px; margin-left: auto;">公印</div>				
<p>1 産前産後休業の事実を証明する書類（承認書等）の写しを添付してください。</p> <p>2 出産予定日と出産日が異なる場合など、休業期間に変更がある場合は、再度提出（承認書等写し添付）してください。</p> <p>3 出産後の提出の際は、出産日の確認できる書類の写しも添付してください。</p>				

出 産 証 明 (出産予定日と出産日が同一の場合)						
組 合 員	氏 名			組 合 員 証 号 記 号 番 号	地・沖縄	
	生年月日	年	月			日
所 属 機 関	名 称					
	所 在 地					
出 産 予 定 日			令 和	年	月	日
出 産 日			令 和	年	月	日
出 産 種 別			単 胎 ・ 多 胎			
<p>上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">職 名 所属所長 氏 名</p>						
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 5px;">公印</div>						
<p>1 出産日の確認できる書類等の写しを添付してください。</p> <p>2 出産予定日と出産日が異なる場合は、出産日の確認できる書類等の写しを添付し、「産前産後休業掛金免除変更申出書」を提出してください。</p>						



第7編 掛金及び負担金

別紙様式第4号

(本人記入用)

掛 金 還 付 請 求 書

超 過 納 付 額			納 付 期 間			
項    目	短 期 掛 金	円	令 和	年	月	日
	介 護 掛 金	円				
	長 期 掛 金	円				
	厚生年金保険料	円	令 和	年	月	日
	退職等年金掛金	円				
計	円					
還 付 事 由						

上記のとおり還付請求します。

令和 年 月 日

地方職員共済組合沖縄県支部長 殿

振込金融機関及び 支 店 名		住 所  所 属 所  氏 名
預 金 種 別		
口 座 番 号		
フリガナ		
口 座 名 義 人		

(注) この請求書は、超過納付額証明書を添付のこと。

第7編 掛金及び負担金

別紙様式第5号

超 過 納 付 額 証 明 書

氏 名	納付月日	月分	超 過 納 付 額					合 計
			短期掛金	介護掛金	長 期	厚生年金保険	退職等年金	
計								

上記のとおり超過納付したことを証明します。

令和 年 月 日

地方職員共済組合沖縄県支部長 殿

住 所

所 属 所 名

所属所長氏名

公印

第7編 掛金及び負担金

(地方職員共済組合)

申請年月日 令和 年 月 日

介護保険第2号被保険者 資格喪失・資格取得 届出書

組合員証番号	組合員氏名	住 所
	(フリガナ)	郵便番号
組 合 員 生年月日	昭和 年 月 日生 平成	昼間連絡先TEL

内 容 記 入 欄		
該 当 者 氏 名 (本人を含む)	該 当 者 生 年 月 日 及 び 続 柄	昭和 年 月 日 平成 続柄 ( )
該 当 者 氏 名	該 当 者 生 年 月 日 及 び 続 柄	昭和 年 月 日 平成 続柄 ( )
該 当 者 氏 名	該 当 者 生 年 月 日 及 び 続 柄	昭和 年 月 日 平成 続柄 ( )
資格喪失した 事由及び年月日	<input type="checkbox"/> 1. 国内に住所を有しなくなった	令和 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 2. 身体障害者療養施設など適用除外施設に入所した 施設名 ( )	令和 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 3. 在留資格3か月以下の短期滞在外国人である	令和 年 月 日
資格取得した 事由及び年月日	<input type="checkbox"/> 1. 国内に住所を有することになった	令和 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 2. 身体障害者療養施設など適用除外施設を退所した 施設名 ( )	令和 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 3. 在留資格3か月以下の短期滞在外国人である	令和 年 月 日

(注) 1 満40歳から64歳までの組合員又は被扶養者の方が介護保険第2号被保険者の資格喪失事由に該当することとなった場合、または資格喪失した者が資格喪失事由に該当しなくなった場合は、各事由別に証明書の写しを必ず添付し届け出てください。なお、満40歳未満又は65歳以上の方は届け出る必要はありません。

- (1) 「国内に住所を有しなくなった」とき 「住民票除票」
- (2) 「国内に住所を有することになった」とき 「住民票」
- (3) 「身体障害者療養施設など適用除外施設に入所した」とき 「施設入所証明書(施設長発行の証明書)」
- (4) 「身体障害者療養施設など適用除外施設を退所した」とき 「施設退所証明書(施設長発行の証明書)」
- (5) 「在留資格3か月以下の短期滞在外国人である」とき 「旅券その他在留資格を証する書類」
- (6) 「在留資格3か月以下の短期滞在外国人でなくなった」とき 「旅券その他在留資格を証する書類」

2 件名の「資格喪失」又は「資格取得」のいずれかを抹消してください。

3 「資格喪失事由」又は「資格取得事由」欄のいずれかの口にレ印を付して、その年月日を記入してください。

※ 資格喪失した年月日とは「国内に住所を有しなくなった」日(住民基本台帳から抹消した日)又は「身体障害者療養施設など適用除外施設に入所した」日の翌日です。

4 「住所」欄には、「国内に住所を有しなくなった」場合はその前の住所、または、「国内に住所を有することになった」場合はその際の住所を記載してください。

共済組合 処理欄	受付	審査	1	2	処理

地 共 済 所 属 所 一 覧

所属所 番号	所属所名	所属所 番号	所属所名	所属所 番号	所属所名
149	総務事務センター（1）				
	知事部局本庁（10）		知事公室（1）		農林水産部（24）
139	知事公室本庁（秘書課）	9	消防学校	66	北部農林水産振興センター
1	総務部本庁（総務私学課）		総務部（8）	69	宮古農林水産振興センター
10	企画部本庁（企画調整課）	114	宮古事務所	70	八重山農林水産振興センター
12	環境部本庁（環境政策課）	115	八重山事務所	136	海洋深層水研究所
148	子ども生活福祉部本庁（福祉政策課）	2	東京事務所	64	畜産研究センター
146	保健医療部本庁（保健医療総務課）	4	自治研修所	72	農業研究センター
55	農林水産部本庁（農林水産総務課）	5	名護県税事務所	73	農業研究センター名護支所
89	商工労働部本庁（産業政策課）	6	コザ県税事務所	75	農業研究センター宮古島支所
143	文化観光スポーツ部本庁（観光政策課）	7	那覇県税事務所	76	農業研究センター石垣支所
104	土木建築部本庁（土木総務課）	8	自動車税事務所	83	森林資源研究センター
			環境部（1）	86	水産海洋技術センター
	県議会事務局（1）	124	動物愛護管理センター	87	水産海洋技術センター石垣支所
118	議会事務局総務課		子ども生活福祉部（12）	56	中央卸売市場
	監査委員事務局（1）	13	北部福祉事務所	125	病害虫防除技術センター
121	監査委員事務局	14	中部福祉事務所	67	中部農業改良普及センター
	人事委員会（1）	15	南部福祉事務所	68	南部農業改良普及センター
120	人事委員会事務局	16	宮古福祉事務所	58	中央家畜保健衛生所
	選挙管理委員会（1）	17	八重山福祉事務所	61	家畜衛生試験場
128	選挙管理委員会	20	女性相談所	62	家畜改良センター
	労働委員会（1）	21	若菜学院	71	農業大学校
119	労働委員会事務局	23	中央児童相談所	78	中部農林土木事務所
	出納事務局（1）	22	コザ児童相談所	79	南部農林土木事務所
116	出納事務局会計課	25	身体障害者更生相談所	85	南部林業事務所
	病院事業局（7）	94	計量検定所	126	栽培漁業センター
47	病院事業局（県立病院課）	137	平和祈念資料館		文化観光スポーツ部（1）
48	北部病院		保健医療部（9）	144	博物館・美術館
49	中部病院	44	衛生環境研究所		土木建築部（7）
51	南部・子ども医療センター	42	総合精神保健福祉センター	105	北部土木事務所
52	精神病院	43	中央食肉衛生検査所	106	中部土木事務所
53	宮古病院	131	北部食肉衛生検査所	107	南部土木事務所
54	八重山病院	150	北部保健所	108	宮古土木事務所
	企業局（1）	151	中部保健所	109	八重山土木事務所
117	企業局総務企画課	152	南部保健所	110	下地島空港管理事務所
	その他（3）	153	宮古保健所	112	下水道事務所
122	職員労働組合	154	八重山保健所		
123	地方職員共済組合		商工労働部（5）		
138	那覇港管理組合	92	大阪事務所		
		95	工業技術センター		
		145	工業振興センター		
		97	具志川職業能力開発校		
		98	浦添職業能力開発校		

（全96ヶ所）

※ 病院事業局、企業局、その他を除く 知事部及び各種委員会等について

○掛金・負担金に係る事項（免除申出、事業報告含む）以外は、総務事務センターが取りまとめの所属所となる。

○掛金・負担金に係る事項（免除申出、事業報告含む）については、給与事務の総務事務センターへの移行後 総務事務センターが取りまとめの所属所となる。